

# 平川市手話言語条例の概要

## 手話は言語の一つ

手話言語とは、音声言語である日本語とは異なり、独自の体系を持つ言語であり、音や声を聞くことができないろう者(手話を言語として日常生活や社会生活を営む人)らの意思疎通の方法として、手指や体の動きと表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、これまで、手話を言語として使用することができる環境が整えられていなかったことから、周囲との意思疎通を図ることに困難を強いられ、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法において手話が言語であることが明記されました。

## 誰もが共生することができる地域社会

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話への理解及び普及、手話を使用しやすい環境の構築のため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者、ろう者自身の役割を明らかにし、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現を目指しています。

### 【条例の基本理念】

- ・ろう者が心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指します。
- ・市、市民及び事業者は、手話言語への理解の促進と普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指します。
- ・ろう者の手話言語による意思疎通を図る権利を尊重します。

### 【市の責務、皆さんの役割】

- 市は、手話言語の普及と、ろう者の自立した日常生活や社会参加を保障するための施策を推進します。
- 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力します。
- 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するようにします。
- ろう者とその支援者は、市の施策に協力し、手話言語への理解の促進及び普及に努めます。